

議事日程 (第3号)

平成31年 3月 8日 午後 1時30分開議

- 日程第 1 第 1 号議案 平成30年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 2 第 2 号議案 平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 3 第 3 号議案 平成30年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 4 第 4 号議案 平成30年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 5 第 5 号議案 平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 6 第 6 号議案 平成30年度中間市病院事業会計補正予算 (第2号)  
(日程第1～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第 7 号議案 中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第 8 号議案 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第 9 号議案 中間市人権擁護条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第10号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第11号議案 中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第23号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
(日程第7～日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第13号議案 平成31年度中間市一般会計予算
- 日程第14 第14号議案 平成31年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第15 第15号議案 平成31年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第16 第16号議案 平成31年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第17 第17号議案 平成31年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 第18号議案 平成31年度中間市公共用地先行取得特別会計予算

- 日程第19 第19号議案 平成31年度中間市介護保険事業特別会計予算  
 日程第20 第20号議案 平成31年度中間市後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第21 第21号議案 平成31年度中間市水道事業会計予算  
 日程第22 第22号議案 平成31年度中間市病院事業会計予算  
 (日程第13～日程第22 質疑・委員会付託)  
 日程第23 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	6番 田中多輝子君
7番 掛田るみ子君	8番 草場 満彦君
9番 中尾 淳子君	10番 山本 慎悟君
11番 安田 明美君	12番 梅澤 恭徳君
13番 柴田 広辞君	14番 中野 勝寛君
15番 井上 太一君	16番 下川 俊秀君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	教育長 …………… 片平 慎一君
市長公室長 ……… 佐伯 道雄君	総務部長 …………… 園田 孝君
市民部長 …………… 安徳 保君	保健福祉部長 …… 船津喜久男君
建設産業部長 …… 藤田 宜久君	教育部長 …………… 田中 英敏君
環境上下水道部長 ……………	井上 一君
市立病院事務長 … 貞末 孝光君	消防長 …………… 三船 時彦君
企画政策課長 …… 濱田 学君	総務課長 …………… 後藤 謙治君
財政課長 …………… 蔵元 洋一君	課税課長 …………… 森満 学君
人権男女共同参画課長 ……………	大庭 省二君
健康増進課長 …… 岩河内弘子君	こども未来課長 … 平川 佳子君

介護保険課長 …… 冷牟田 均君      上水道課長 …… 田中 秀一君  
下水道課長 …… 岩切 伸一君      市立病院課長 …… 末廣 勝彦君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君      書 記 谷山 隆二君  
書 記 志垣 憲一君      書 記 池田 恭君

---

## 議案の委員会付託表

平成31年 3月 8日

第1回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第13号議案	平成31年度中間市一般会計予算	別表3
第14号議案	平成31年度中間市特別会計国民健康保険事業予算	市民厚生
第15号議案	平成31年度中間市住宅新築資金等特別会計予算	
第16号議案	平成31年度中間市地域下水道事業特別会計予算	産業消防
第17号議案	平成31年度中間市公共下水道事業特別会計予算	
第18号議案	平成31年度中間市公共用地先行取得特別会計予算	総合政策
第19号議案	平成31年度中間市介護保険事業特別会計予算	市民厚生
第20号議案	平成31年度中間市後期高齢者医療特別会計予算	
第21号議案	平成31年度中間市水道事業会計予算	産業消防
第22号議案	平成31年度中間市病院事業会計予算	市民厚生

別表 3

平成31年度中間市一般会計予算

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算	別表 4
第2条	第2表 債務負担行為	各委員会
第3条	第3表 地方債	総合政策
第4条	一時借入金	
第5条	歳出予算の流用	

別表 4

歳入

款別	款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
1	議会費	全 項	総合政策
2	総務費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1項5目・8目・10目の一部、1項13目	産業消防
		1項1目・10目の一部、2項1目の一部、2項2目、3項1目の一部、3項2目	市民厚生
3	民生費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総合政策
		1項1目・3目の一部、1項13目、2項1目・4目・6目の一部、3項1目の一部	
4	衛生費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	市民厚生
		1項1目の一部、2項1目の一部、3項1目	総合政策
		1項1目の一部、1項3目、2項1目の一部	産業消防
5	労働費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	市民厚生
		1項1目の一部	市民厚生
6	農林水産業費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項2目・4目の一部	総合政策
7	商工費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項1目の一部、1項3目、1項4目の一部	総合政策
8	土木費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項1目の一部、2項3目の一部、4項1目・2目の一部、5項1目の一部	総合政策
9	消防費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項1目の一部、1項4目	総合政策
10	教育費	全 項	総合政策
11	災害復旧費	全 項	産業消防
12	公債費	全 項	総合政策
13	予備費	全 項	



午後 1 時30分開議

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第1. 第1号議案

日程第2. 第2号議案

日程第3. 第3号議案

日程第4. 第4号議案

日程第5. 第5号議案

日程第6. 第6号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、第1号議案から日程第6、第6号議案までの平成30年度各会計補正予算6件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりましてただいま議題となっております第1号議案平成30年度中間市一般会計補正予算（第3号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算を活用した各小中学校特別教室への空調設置事業、中学校のトイレ改善事業が主な内容となっており、歳入歳出それぞれ1億6,160万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ185億6,620万円とするものです。

歳入の主なものとしては、国庫支出金におきまして、ブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金が1,340万円、学校施設環境改善交付金が5,320万円の追加となっており、繰入金におきましては、財政調整基金繰入金が2億6,070万円の増額、繰越金におきましては、歳出額の決定に伴い、1億7,350万円の減額となっております。

歳出の主なものとしては、教育費におきまして、各小中学校の使用頻度の高い特別教室への空調設置事業に3,470万円、各中学校の和式トイレを洋式トイレへと更新するトイレ改善事業に1億5,810万円を計上し、総務費におきましては、財政調整基金の積立金として3億円を計上しております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（下川 俊秀君）**

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

**○市民厚生委員長（中尾 淳子君）**

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第2号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案平成30年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

歳入につきましては、国庫負担金が2,520万円、国庫補助金が880万円、県負担金が300万円、県補助金が1,470万円それぞれ減額されております。

次に、歳出の主なものは、国及び県への返還金として、総務費の諸費において、償還金利子及び割引料が4,660万円増額されております。民生費の社会福祉費につきましては、第7期中間市高齢者総合保健福祉計画に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護の施設整備についての応募がなかったため、介護施設開設準備金特別対策事業費が1,020万円減額されております。児童福祉費につきましては、支給対象者の減少により児童手当給付費及び児童扶養手当給付費が合わせて5,760万円減額されております。また、衛生費の保健衛生費につきましては、各種予防接種の増加により、予防接種委託料が550万円増額されております。

次に、第2号議案平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

歳入につきましては、国民健康保険税が4,500万円増額する一方、一般被保険者療養給付費の減額により普通交付金が9,070万円減額されております。また、直営診療施設繰出金の増額により、特別調整交付金が1,310万円追加されております。

次に、歳出につきましては、医療費の減少により、一般被保険者療養給付費が9,070万円減額されております。また、直営診療施設への補助金申請により、直営診療施設繰出金が1,310万円追加されております。

以上により、歳入歳出それぞれ7,760万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,530万円とするものでございます。

次に、第4号議案平成30年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

歳入につきましては、保険事業勘定では、高齢者の自立支援重度化防止等に関する取り組みを支援するための保険者機能強化推進交付金が760万円追加されております。介護サービス事業勘定では、歳出の増加により、居宅支援サービス計画費収入が200万円増額されております。



次に、歳出につきましては、保険事業勘定では、介護給付費準備金積立金が5,000万円追加されております。介護サービス事業勘定では、介護予防支援計画原案作成委託料支払費として200万円追加されております。

以上により、歳入歳出それぞれ5,200万円が増額され、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,140万円とするものでございます。

次に、第5号議案平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が2,270万円、保険基盤安定繰入金が310万円減額されております。また、繰越金が1,700万円追加されております。

次に、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が880万円減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ880万円が減額され、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,000万円とするものでございます。

次に、第6号議案平成30年度中間市病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入につきましては、国民健康保険直診施設交付金を申請したことにより、病院事業収益の医業外収益が1,040万円増額されております。

この結果、病院事業収益における予算の総額を2億8,640万円とするものです。

次に、資本的収入につきましては、主に資本的支出において、医療機器の購入額が入札の結果、当初予定額より下がったことにより、固定資産整備企業債が2,030万円減額され、国民健康保険直診施設交付金の申請により、他会計負担金が270万円増額されております。

また、支出につきましては、財務関係システムの更新を見送ったことなどにより器械備品等購入費が1,760万円減額されております。

この結果、資本的収入における予算の総額を1億8,170万円、また資本的支出における予算の総額を2億1,230万円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,060万円については、全額を損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するということです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案全て、全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

**○産業消防委員長（植本 種實君）**

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第3号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案平成30年度中間市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入の主なものは、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金が1億2,560万円減額、土木費委託費の道路橋梁費委託金が2,620万円増額されております。

次に、歳出の主なものは、農林水産業費では、農業用倉庫移転補償費が計画内容の変更により2,030万円減額、土木費では、道路新設改良工事において舗装法面付属物点検委託料の委託料が7,050万円減額、市道舗装補修料工事等の工事費請負費が1億3,690万円減額、都市計画総合総務費において、塘ノ内砂山線街路事業負担金が地元負担金の減額により1,850万円減額されております。

次に、第3号議案平成30年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

今回の補正予算の内容は、平成30年度に施工されております公共下水道整備工事につきまして、工法変更等により、平成30年度中に工事が完了する見込みがなくなったことから、3款建設費の工事負担費6,770万円を平成31年度に繰り越すものとなっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第1号議案、第3号議案ともに全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

**○議長（下川 俊秀君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

討論なしと認めます。

これより、第1号議案から第6号議案までの平成30年度各会計補正予算6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第1号議案平成30年度中間市一般会計補正予算（第3号）を採決い

たします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（下川 俊秀君）**

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（下川 俊秀君）**

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第3号議案平成30年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（下川 俊秀君）**

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案平成30年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（下川 俊秀君）**

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（下川 俊秀君）**

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成30年度中間市病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたしま

す。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 7. 第 7号議案

日程第 8. 第 8号議案

日程第 9. 第 9号議案

日程第10. 第10号議案

日程第11. 第11号議案

日程第12. 第23号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第7から日程第12、第7号議案から第11号議案及び第23号議案の条例改正6件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長(中野 勝寛君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第7号議案及び第23号議案について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第7号議案中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、本市の特別職職員及び一般職職員への宿泊を伴わない出張に対する日当の支給を廃止するものでございます。内容といたしましては、現在宿泊を伴わない出張について、市内及び管内への出張を除き、公用車での出張の場合、一般職職員は県内400円、県外500円、特別職職員は、県内500円、県外600円、その他公共交通機関等を利用した場合、一般職職員は1,000円、特別職職員は1,100円が支給されておりますが、本市の財政状況等を鑑み、近隣市町村に先駆け、これを廃止するものであります。

なお、条例の施行日は平成31年4月1日となっております。

討論において、会場に駐車場がなく、公共交通機関での来場をお願いされる出張についても、公用車で出張せざるを得ないときがあり、その際は職員の個人負担で有料駐車場に駐車していることが多いため、今後はこのような出張の場合でも個人負担が発生しないようにしてほしいという意見がありました。

次に、第23号議案中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

について申し上げます。

現在、国におきまして、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇確保等のための働き方改革が進められており、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立、人事院規則の改正により、民間労働者、国家公務員ともに時間外勤務を行うことができる上限が定められ、どちらも本年4月1日から施行されることとなっております。

今回の条例改正は、この人事院規則の内容を踏まえまして、本市においても時間外勤務命令の上限を1カ月において45時間、1年について360時間とすることができるよう、条例に置いて所要の措置を講じるものでございます。

なお、条例の施行日は、人事院規則の施行に合わせ、本年4月1日となっております。

討論において、繁忙期であれば過労死ラインを超える時間外勤務が可能である部署があること、大規模災害には設定した時間外勤務時間の上限を超えることが可能であることは非常に大きな問題であり、これを容認することはできないため、反対するという意見がありました。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第7号議案については全員賛成、第23号議案については賛成多数で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

#### ○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案、第9号議案及び第10号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第8号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴うものです。

改正の内容といたしましては、大学制度の中に新たに高等教育機関として専門職大学が設けられ、学童、保育所に配置する支援員の資格要件を社会福祉学等の専門職大学の前期課程を修了した者を含めるものでございます。

なお、施行日につきましては、平成31年4月1日となっております。

次に、第9号議案中間市人権擁護条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、部落差別を初め女性、高齢者、障がい者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくし、差別のないまちを実現することを目的とするものでございます。

改正の内容としましては、職場での研修や啓発活動の実施を事業者の努力義務とするこ

と、また市民や事業者による差別行為を禁止するとともに、市民等の人権意識の高揚のため、人権教育の推進と啓発活動を行い、相談体制を整備し、充実を図ること、また施策の推進に反映させるため、必要に応じ実態調査や意識調査を実施することなどを新たに定めるものでございます。

また、今回の改正を踏まえ、名称についても、「中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に改めるものであります。

なお、施行日につきましては、平成31年4月1日となっております。

討論において、委員から、同和対策特別措置法が2002年に失効し、定義もなしに部落差別の解消を掲げており、自治体に調査、教育啓発を押しつけるものとなっている。また、そのことで新たな差別を生む危険性もはらんでおり、本条例案は差別解消につながらないことから反対するとの意見がありました。

次に、第10号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、国民健康法施行令の一部が改正されたことに伴うものです。

改正の内容としましては、課税限度額を58万円から61万円に引き上げる一方、低所得世帯に対する軽減措置の拡充として、5割軽減及び2割軽減の軽減判定基準を引き上げ、国民健康保険税の負担の軽減を図るものでございます。

なお、施行日につきましては、平成31年4月1日となっております。

討論において、委員から、被保険者に低所得者が多いにもかかわらず、国民健康保険税は上がり続け、限度額は96万円となり、負担は限界である。高すぎる保険税は市民を苦しめ、また制度の根幹も揺るがしているとの意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第8号議案については全員賛成で、第9号議案、第10号議案については賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

#### ○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第11号議案中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、水道法施行令及び水道法施行規則が改められ、本年4月1日から施行されることに伴うものであります。

主な改正内容といたしましては、水道法施行規則第9条第3号の技術士法の規定にある

水道環境という文言が削除されたことにより、同様に中間市の条例の文言も削除するものとなっています。

また、水道技術管理者の資格基準の中に、専門職大学制度の文言が追加されることにより、中間市の条例にも同じく追加されるものとなっています。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日にあわせ、平成31年4月1日といたしております。

最後に、採決しました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（下川 俊秀君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

**○議員（5番 田口 澄雄君）**

日本共産党の田口澄雄です。第9号議案並びに第23号議案について、反対討論をいたします。

第9号議案中間市人権擁護条例の一部を改正する条例について、この条例案はその目的について、国民にとってのあらゆる差別や人権侵害をなくすことをうたい、中間市を人にやさしい愛のまちにするとしています。

しかし、あらゆる差別と言いながら、標題にも条文にも部落差別をはじめとするあらゆる差別との表現のように、部落差別の解消とだけを特に強調し、それに他の差別を併記するという形をとっています。

このことの背景には、2016年12月に成立をした国の部落差別解消法の存在があります。この法律は、法案審議の段階でも、部落差別とは何かの定義が問題となりましたが、結論としてはどの法律にもそれが見当たらず、何を差別と定義するかについて全く曖昧であることが浮き彫りとなりました。

結果として、付帯決議がつき、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることもあわせて総合的に施策を実施することと、教育啓蒙、実態調査等については新たな差別を生むことがないように求めています。

しかし、同和地区と言われた地域についても、過去とは全く違う状況に変化している今、どう調査しようというのでしょうか。拙速な調査はかえって新たな差別を生み出す結果となる危険性があります。

また、あらゆる差別という表現が再三にわたって使われていますが、部落差別とその他の列記されている女性、高齢者、障がい者やその他のあらゆる差別と言われるものは、男女差や高齢者と若者、あるいは障がい者とそうでないものなど、明確に見た目の差別があることを前提として、その差を理由とする処遇の差について差別として厳しく戒めたものであります。

しかし、部落差別と言われるものは、封建時代にその支配対策として意識的につくられてきたものであり、人間として何ら差がないにもかかわらず、さも差があるように意識づけられたものであります。その他の差別が、現代社会における労働者分断の手法として悪用されているのに対し、部落差別は過去の封建時代に起因する身分差別であり、資本主義社会下での解消過程における過去の残滓物としての存在であります。

資本主義へのスタートがおくれたわが国では、特に明治以降も封建時代の制度を意識的に残してきたため、戦前までは特におくれた状況を引きずってきた歴史があります。しかし、1945年の敗戦とその後の日本国憲法という民定憲法の成立を契機として、大きく変化をし、解消の過程にあるのも事実です。

その他、条例案では、憲法や国際人権規約についての引用がありますが、その先進性についてはそのとおりだと思います。しかし、むしろ国や中間市を含めた行政の側が国際的到達点を顧みることなく、我が国独自の後進性を示してきたのも事実であります。

30ある国際人権規約は、日本の批准はわずか10個、しかも教育問題でも年金問題でも、男女格差の問題でも、国連から再三再四是正勧告を受けながらも、一向にこれが改善をされておられません。障がい者に至っては、不妊手術の強要問題や公的雇用のデータ改ざん問題が問題となる始末であります。

国際労働機関のILOに至っては、18ある労働時間関連条約について、1つの批准もなされていません。これは、世界でも日本とアメリカの2国のみです。実に恥じるべき実態が日本にはあります。人権ガラパゴス国とやゆする学者もいます。

市民等に人権尊重の精神を教育することも大事ですが、その前に、国や地方自治体等の公的機関が、まず他国並みの人権擁護国となることのほうが先ではないでしょうか。

以上のことから、真の部落差別の解消にも人権の擁護にも何ら実効性のない、むしろ逆行さえもあるこの条例案については、反対をいたします。

次に、第23号議案中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

この条例は、国の働き方改革一括法に基づく地方自治体版として実施をされたものですが、国の法律自体が法案審議の前提となるデータ調査を嘘とねつ造で塗り固められたものであることが発覚をいたしました。

しかし、そうしたことは不問とし、多数を頼っての強行採決で、今年の6月に成立したものです。



安倍政権は発足以来、ホワイトカラーエグゼンプションや高度プロフェッショナル制度などの成立を図ってきましたが、いずれも廃案となってきていたものですが、財界からの強い要求ということもあって執拗に成立を図ってきたものがこの法律であります。

実際には、残業の規制どころか月100時間までの時間外が可能となるものですが、トヨタ自動車の関連企業では、既に月85時間残業での過労死が発生をしています。また、中間市では独自の判断で、この100時間残業の適用と適用がなされる職場として、課税課と企画課が指定をされています。大規模災害時の対処業務については、無制限に残業ができる仕組みとなっていますが、全国の大災害では、既に公務員労働者の過労死が発生していますので、このことも問題であります。

労働時間と勤務時間については、国連の専門機関であるILO、国際労働機関がありますが、ILOでは日本のような月と年の単位の上限規制ではなく、1日、1週、1年の単位での上限規制がなされています。

そして、週の労働時間は、正規時間と残業も含めて48時間を超えてはならないというのが、一般的な国際的なルールであります。これは、週48時間を超えると、そうした労働は心臓発作、ストレス、メンタルヘルス、糖尿病、その他の病気へのリスクを高めるといふ医学的見地に立ってのことです。

EU、労働時間指令では、その前文に、職場における労働者の健康と安全を促進することを目的にという一文を入れる念の入れようであります。

我が国の今回の対応は、こうした国際基準にてらしても異常なものとなっていることから、いかに労働者に対する人権が軽視をされているかがよくわかります。憲法第25条では、健康で文化的な生活を営む最低限度の権利を保障し、公衆衛生の向上と増進をうたっているにもかかわらず、それがこうした具体法によって形骸化をされているわけでありませぬ。

中間市では、人権侵害を許さないということで、人権擁護条例がありますが、その条例でもうたっている人権侵害の行為の具体例そのものが、この条例を施行した結果ではないのでしょうか。

以上のことから、今回の条例改定案については、反対をいたします。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田中多輝子さん。

#### ○議員（6番 田中多輝子君）

日本共産党の田中多輝子でございます。

第10号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

国民健康保険税は、被保険者に低所得者が多いにもかかわらず、上がり続けてきました。平成8年は、限度額50万円だったのが、平成31年には限度額が96万円にもなってい

ます。

国民生活基礎調査を見ると、平成8年1世帯当たりの平均所得金額は661万円だったのが、平成27年には1世帯当たりの平均所得金額は545万4,000円と、約20年の間に1世帯当たりの所得は100万円以上減少しました。世帯所得が100万円以上減る中で、国民健康保険料は倍近くに迫っており、負担は限界です。

そして、国保の加入者の多くは、年金生活者や自営業者、非正規労働者など所得の低い方々になっています。

高すぎる保険料は、市民の暮らしを苦しめるだけでなく、制度の根幹を揺るがしています。2014年、全国知事会は、国民健康保険料を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために、1兆円の公費負担増を要望しました。全国市長会、全国町村会も同様に、国庫負担の増額を要望しています。

国民健康保険制度を守り、医療の崩壊を防ぐ上でも、公費支援の拡充が必要です。低所得者や家族が多い世帯に、重い負担を強いる逆進的な負担をなくし、所得に応じた保険料にしていくことが必要です。

**○議長（下川 俊秀君）**

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

討論を終結いたします。

これより、第7号議案から第11号議案及び第23号議案の条例改正6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第7号議案中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案中間市人権擁護条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第23号議案中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第23号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第13. 第13号議案

日程第14. 第14号議案

日程第15. 第15号議案

日程第16. 第16号議案

日程第17. 第17号議案

日程第18. 第18号議案

日程第19. 第19号議案

日程第20. 第20号議案

日程第21. 第21号議案

日程第22. 第22号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第13、第13号議案から日程第22、第22号議案までの平成31年度各会計予算10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成31年度各会計予算10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第23. 会議録署名議員の指定

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第23、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において山本慎悟君及び草場満彦君を指名いたします。

---

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時08分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            下   川   俊   秀

議 員            山   本   慎   悟

議 員            草   場   満   彦

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員